

会 議 録

会 議 の 名 称	第4回景観計画策定委員会	
開 催 日 時	令和6年12月26日（木）午後3時から4時05分まで	
開 催 場 所	行田市産業文化会館2階 2AB会議室	
出席者(委員) 氏 名	大竹 由夏（委員長）、田邊 学（副委員長）、吉岡 かつよ、大野 泰希、 宮本 伸子、田村 隆次、中野 万紀子	
欠席者(委員) 氏 名	戸塚 昌利、福原 紀明、岡田 幸恵	
事務局	都市計画課：寺田課長、井上主幹、栗田主任、野辺地主任	
オブザーバー	株式会社都市環境研究所：大野、稲葉、橋戸	
会 議 内 容	(1) 【基準編】景観計画冊子について (2) 【推進編】景観づくりの方策について (3) 行田市景観条例について	
会 議 資 料	(資料名・概要等) ・次第 ・資料1 基準編 景観計画冊子について ・資料2 推進編 景観づくりの方策について ・資料3 行田市景観条例について ・参考資料 行田市景観条例（案）	
そ の 他 必 要 事 項	傍聴人 1名	
会議録 の確定	確 定 年 月 日	主 宰 者 氏 名
	令和7年1月30日	大 竹 由 夏

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	1 開会 ・資料確認 ・委員の出欠席及び傍聴者数の確認 委員 10 名中 7 名の出席が確認され、行田市景観計画策定委員会設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、本委員会が成立していることが報告された。
大竹委員長	2 あいさつ ・委員長あいさつ
大竹委員長（議長）	3 議事 (1) 【基準編】景観計画冊子について
事務局	内容について説明 【質疑応答】
宮本委員	届出対象は高さ 15m を超えるものとしているが、本市の場合は御三階櫓があり、歴史的建造物があるところはその最高高さに配慮しているケースが多い。忍城の御三階櫓の高さはどのくらいか。
事務局	後ほど確認の上、問題がないように対応する。
宮本委員	重点地区として市街地の中心部にあたるエリアにおいては、特に配慮したほうがいいと思う。最近お城の高さより高いマンションが建設されたことについて議論になった事例もあるので、よく検討してほしい。
田邊副委員長	インターネットの情報では、忍城御三階櫓の高さは約 19m のようである。 基準編冊子 8 ページの別表に記載している「色相 7.5GY～7.5RP」の範囲は、建築物では一般的に使われない色であり、自然や田園景観に馴染まないため、明度と彩度にハイフンを記載し、自然・田園景観で基本とする色彩の範囲からは除外するよう表現しているが、表中に記載がなくても伝わる。ハイフンとい

	う記号を、12 ページの表では使用可能な範囲に制限がないという意味で使っており、8 ページの表ではおすすめる範囲がないという意味で使っており、記号の意味が混同する恐れがある。そのため、8 ページの「色相 7.5GY～7.5RP」の行は、表中から丸ごと削除したほうがいい。 基準編冊子 11 ページ建築物及び工作物の行為の制限について、建築物及び工作物の基調となる色彩のうち、着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分等については、色彩の制限基準によらなくても良いとしているが、ある自治体で黒色の磨きの石材の建物が比較的明るいまちなみに建設されるケースがあった。色彩基準上は建築できるが、まちなみに馴染むかという点で議論が生じたため、本市の景観形成基準においては、「この限りではない」と言い切るのではなく、「これによらないことができる」と表現を改めた方が、様々なケースにおいても対応できると思う。
事務局	指摘いただいた意見は内容を精査の上、検討したい。
大竹委員長（議長）	他に意見等が無ければ、議事 1 については以上とし、いただいた意見は委員長一任とさせていただく。
事務局	（２）【推進編】景観づくりの方策について 内容について説明
田邊副委員長	【質疑応答】 資料 2 の 18 ページに推進目標として「景観に魅力を感じている市民の割合」の数値を設定している点について、世田谷区では同様のアンケート調査を行うと 95%が景観に関心を持っており、一方で実際に風景づくりに参加したことがあるのは 11%という結果だった。景観に関心はあるが、実際に参加している方は少ないと見る方もいるが、人口 94 万人のうち約 10 万人が景観づくりに参加していることになり、一般的な自治体では実際の活動に参加する割合は 4～5%に留まるため、世田谷区の水準は高い。数値は一つの目安となるが、それに一喜一憂することなく細く長く続けることが重要である。 特に、どの自治体でも課題になっている担い手不足をケアする観点から、本

	市の推進計画においても、景観教育の実施を掲げていると思う。景観教育の手法の一つとして、子供を対象とした景観絵画コンクールが効果的な施策だと考える。例えば、鎌倉市において景観親子ワークショップを開催したところ 3～4 組しか参加しなかったが、絵画コンクールとなると 300 人規模の参加が見られる。表彰式には受賞した子どもの家族も出席するため、表彰式と併せて景観の普及啓発講演などを組み合わせると効果的である。 推進方策のツールは多い方が良いが、それぞれのツールのハードルが高いと事務局側の負担が大きくなり、持続的な活動が難しくなる。毎年表彰を実施している自治体の中には対象案件が枯渇している状況も見られるため、持続的に運用するという観点から数年に 1 度実施する方が望ましい。 また、景観計画が策定された当初は一生懸命取り組みを実施していたが、担当者の興味関心で実施するか否か決まる例が多いため、ある時から急に歩みを止めてしまう自治体もある。景観重要樹木や景観資産の登録についても、一度に多く登録するのではなく、細く長く小出しにした方が良い。推進方策を持続的に運用するために、毎年少しずつ取り組んでいけるような制度設計をしてほしい。
事務局	無理のない制度設計とし、持続的な活動を行えるように検討を進めたい。また、担当者の変更により活動が停止しないような仕組みも検討したい。 景観賞は、過去に毎年実施していたが、後になるにつれエントリーする案件がなくなっていったため、市の担当者から声掛けする状況になっていた。細く長く取り組んでいくことが重要との意見があったが、正にその通りだと思う。やり方についてはよく考えていきたい。
宮本委員	当時景観賞に関わっていたが、景観賞の扱い方は難しい。再び景観賞を実施するのであれば、今回ベースが出来るので、それに基づいて選定方法等について検討するといいいのでは。 資料 2 の 17 ページの表に記載されている、(3) 景観づくりの普及啓発の取り組みが、全て中長期に分類されている点を再検討してほしい。例えば、子どもたちと一緒に考えていける取組であれば、初期から取り組めると思う。 また、高齢者が多くなっている時代を鑑みて年配者も巻き込めるような仕掛

	け（景観的な風景を読む俳句会や絵画・写真コンクール等）があってもよい。 毎年同じことを実施するのではなく、柔軟に方法を変えていけると良い。推進方策を作るのであれば、出来るところから実施していくと良い。 資料２の推進方策の凡例で、一人一人からはじめられる取組みに星マークを使用しているが、４ページの図解では違う意味で星マークが使われているため、凡例が被らないよう修正してほしい。 資料２の６ページに使用されている満願寺のシダレザクラは、現在写真のような綺麗な状態ではないため、南河原小学校のすずかけの木の方が適していると思う。また、資料中に記載の各樹木名は正式な名称か確認してほしい。 資料２の１６ページに記載されている庁内関係各課の連携先に、福祉関係の部署を含めてほしい。
事務局	資料中に記載の樹木名は、埼玉県の大樹番付に記載されている名称を使用しているが、標記方法は改めて検討する。また、星マークの凡例などの記載方法や資料写真に満願寺のシダレザクラを使用するかという点も検討する。事務局としても、推進方策は出来るところから着手できるようにしたいと考えている。
田村委員	資料２の１７ページに記載されている推進スケジュールにおいて、「公共事業の景観誘導」について記載があるが、公共事業は民間を引っ張っていく先行例を示す役割があると思うため、公共事業ガイドラインの策定時期との関係もあると思うが、なるべく早く運用開始が出来るように検討してほしい。 忠次郎蔵は第一号景観賞を頂き、大変嬉しかった記憶があるが、景観賞を受賞したことが周りにあまり知られていないことを感じた。こまめに受賞を周知するなど、アフターフォローがあると良いと思う。
事務局	公共事業の景観誘導については、来年度中に公共事業ガイドラインの策定を進める。景観誘導を先導する立場として、なるべく早く実施できるようにしたい。 景観賞受賞のアフターフォローについては、当時市報などで周知していたと思うが、その他の媒体を取り入れるなど、取組方法は検討したい。

大竹委員長	景観賞は建物や広告物自体が表彰されることが多いが、それらを管理しているのは人である。管理者がピックアップされるような取組があると良いと感じた。
大竹委員長（議長）	他に意見等が無ければ、議事2については以上とし、いただいた意見は委員長一任とさせていただく。
	（３） 行田市景観条例について
事務局	内容について説明
	【質疑応答】
田邊副委員長	表彰制度を景観条例に位置付けることが出来ると良いと感じた。別途規則や要綱を定めるより、条例に基づき運用する方が制度の持続性やアフターフォローの観点から良いと思う。
	また、第7章景観審議会の所掌事務の中に景観賞の審査が入っていると、スムーズに制度の構築ができると思う。三郷市は、景観賞は条例に定めているが、審査は条例に定めていないため、景観審議会と景観賞の審査委員会のメンバーは同じであるが、それぞれ分けて会を開催している。所掌事務に景観賞を含めていれば、会議を分けずに実施できるため、事務手続きを簡略化できる。また、市が認めているという主体性を付加するためにも条例に含めても良いと感じた。
事務局	景観表彰は、景観条例に含めることが可能な事項であるが、条例ではなく、別途要綱等に定めることを検討している。
田邊副委員長	以前の景観賞の審査委員会は休止しているだけと聞いているため、既存の制度を上手く運用できれば条例に定めなくても問題ないと思う。
大竹委員長（議長）	他に意見等が無ければ、議事3については以上とし、いただいた意見は委員長一任とさせていただく。

事務局	4 その他 ・ 次回策定委員会の開催予定（3月上旬頃）について案内
事務局	5 閉会